

毎週火、金曜日発行（但休日に出るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

- 建設業者の変更登録
基本測量の実施
- 土地改良事業認可
- 国民健康保険条例の変更認可
- 国民健康保険条例等の制定認可
- 国民健康保険規約の変更認可
- 使用料の額の減額
- 買収令書交付不能一覽表
- 収入証紙小売さばき人の氏名変更

告示

◇人委規則 職員正の給与の支給に関する規則の一部改
◇公告 理容師、美容師試験の合格者

鳥取県告示第二百四十四号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十三年五月十七日変更登録した。

昭和三十三年五月二十四日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号
登録年月日
商号又は名称

鳥取県知事登録
（に）第四一三号

昭三一、三、七
八瀬川組

主たる営業所の所在地
申請者氏名

（旧）岩美郡国府町字麻生
（新）鳥取市南行徳七二

八瀬川 岩 太

鳥取県告示第二百四十五号
次の地域における基本測量を実施する旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十二年五月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

- 一 作業種類 基本測量(重力測量)
- 二 作業期間 五月二十日から七月三十一日まで
- 三 作業地域 鳥取県内

鳥取県告示第二百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、岩美郡岩美町の行う土地改良事業について、昭和三十二年四月十九日認可した。

昭和三十二年五月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百四十七号

国民健康保険を行う多里村に対し、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基き多里村国民健康保険条例の一改正を昭和三十二年五月十七日認可した。

昭和三十二年五月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百四十八号

国民健康保険を行う気高町に対し、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条の十三第二項の規定に基き気高町国民健康保険条例の一部変更を昭和三十二年五月十七日認可した。

昭和三十二年五月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百四十九号

国民健康保険を行う東郷町に対し、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条の十三第二項の規定に基

き、東郷町国民健康保険条例の一部変更を昭和三十二年五月十七日認可した。

昭和三十二年五月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百五十号

国民健康保険を行う八頭村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基き、八頭村国民健康保険条例、八頭村国民健康保険直営診療所設置条例及び八頭村国民健康保険直営安倍診療所使用料及び手数料徴収条例の制定を昭和三十二年五月十七日認可した。

昭和三十二年五月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百五十一号

国民健康保険を行う岸本町に対し、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基

き岸本町国民健康保険規約の一部変更を昭和三十二年五月十七日認可した。

昭和三十二年五月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第二百五十二号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)第五条の規定により次の者についての使用料の額は無料とし、昭和三十二年四月一日から適用する。

昭和三十二年五月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

- 一 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四条及び第十三条の規定により健康診断及び予防接種を受ける鳥取県立の施設に収容されている者
- 二 結核予防法第五条及び第十四条の規定により健康診断及び予防接種を受ける者

鳥取県告示第二百五十三号
 次の土地の買収令書は交付することができないので、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第十一条第二項の規定により告示する。

昭和三十三年五月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 土地の所在および対価等

土地の所在	地番	土地台帳現況	面積	対価	所有者の住所	氏名
-------	----	--------	----	----	--------	----

町一 大字一	字	地	番	土地台帳現況	面積	対価	所有者の住所	氏名
--------	---	---	---	--------	----	----	--------	----

岩美	長谷	上弥五谷河原	二四〇ノ一	畑	畑	〇三三四反	六四五円	不明	野沢 ふじ
----	----	--------	-------	---	---	-------	------	----	-------

同	同	同	二四〇ノ二	同	同	〇三三九	七五九	同	同
---	---	---	-------	---	---	------	-----	---	---

同	同	同	同	同	同	〇三〇八	同	同	同
---	---	---	---	---	---	------	---	---	---

二 買収の期日 昭和三十三年七月一日

三 買収令書番号および交付できない理由

(32) 鳥取県M.17 住所不確知

四 対価の支払方法

農地法第十二条第三項の規定による供託

鳥取県告示第二百五十四号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばき人の氏名に次のように変更があつた。

昭和三十三年五月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

番号	氏名	小売さばき場所	変更年月日
----	----	---------	-------

五九 旧	鳥取県職員組合米子保健所支部	足立 節教	米子市角盤町二丁目 昭和三十三年五月八日
------	----------------	-------	----------------------

五九 新	鳥取県職員組合米子保健所支部	支部長 森本清次郎	
------	----------------	-----------	--

人事委員会規則

職員との給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年五月二十四日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

職員との給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

職員との給与の支給に関する規則（昭和二十七年鳥取県人

事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の四第二項を次のように改める。

2 十二月十五日に支給する勤勉手当に対する勤務期間については、同日以前十二月の間において勤務すべき日が三百日以上の場合においては、勤務した日数（第二十二條の二の規定によつて通算された日数を含む。以下同じ。）二十五日をもつて一月とし、三百日に満たない場合及び六月十五日に支給する勤勉手当に対する勤務期間については、勤務した日数二十四日をもつて一月とする。

